

極秘
まこと

17

一般請求権使用者関係等専門委員会
第1回会合

37.2.13
北東アジア課

1. 第6次日韓会談の一般請求権小委員会の従
用者関係等専門委員会第1回会合は、本/3
日午後3時より4時30分まで、外務省23
5号室において開催された。双方出席者つき
のとおり。

(日本側)

外務省	ト 部 参事官
大蔵省理財局外債課	桜 井 課長
"	金 子 事務官
"	杉 田 "
"	岩 瀬 "
" 主計局法規課	笛 田 "
厚生省援護局復員課	板 垣 課長
"	三 浦 事務官
" 薬務二課	村 岡 課長
"	阿 部 事務官

専門
1

總理府恩給局審議課	中 島 課 長
" 經理課	山 下 事務官
郵政省貯金局第二業務課	辆 田 課 長
" "	助 川 事務官
労働省職業安定局雇用安定課	永 田 事務官
外務省アジア局北東アジア課	森 田 事務官
" "	渡 辺 事務官
" "	堀 事務官

(韓國側)

弁護士	金 潤 根
韓國銀行參事	李 相 德
經濟企画院秘書官	洪 允 變
代表部二等書記官	金 正 泰
補 佐	吳 彩 基
公 報 官	李 揆 現

2. 議事要旨

(1) まずト部参事官より、朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料（別添1）を提出し、先に提出された韓国側の数字（別添2）と相当地い違ひのあることを指摘し、厚生省からの説明を求めた。

そこで、厚生省板垣課長より、韓国側に対し、韓国側提出の数字のうち陸海軍の区別がわかるかと質したが、韓国側よりわからないと答えたので、日本側提出のうち、陸軍関係 / 4 3.3 7 3人の数字を次のとおり説明した。

「軍人軍属については内地、朝鮮、南方方面所在の各部隊ごとに名簿があり、終戦後、各地より復員してくるごとに名簿を提出させ、それを昭和25.6年頃に集計したものが約14万に達した。一方、陸軍省が昭和20年3月全国の留守家庭に届出させ、それをまとめた数字と各部隊がもつていた

負傷者、死亡者の断片的な資料を合わせたものが約11万人となつた。上述の14万とこの11万の数字を合わせると約25万になるが、調査の結果、両数値の性格上当然ダブつており、その照合作業を進めた結果、結局143,373人に落着いたのである。11万と14万の開きは時間的なずれと留守家族の思い違い、部隊名簿の整理の不完全によるものであると考えられる。しかし、日本側の提出した143,373の数字については現在名簿、カードとともにそろつてあり、真実の数値であると確信している。想像であるが、韓国側の数字は上述の11万と14万を加えたものではないかと思う。」

ついで、厚生省村岡課長より海軍関係98千人について説明があり、これら軍人軍属の身上台帳は、内地は所管官署がもつており、戦地では派遣台帳をもつていた。朝鮮

分については鎮海海兵団に兵籍簿が保管されていた。それらの台帳を整理総合した数字が、98,968人であると述べた。

これに対し、李相徳委員より、負傷者数は復員者数の中に含まれているか、また、日本側の24万と韓国側の36万とでは大きく違つてゐるが、陸軍には18万6千人位いたのではないか、海軍は韓国側の推定数と2万位違うと質したので、板垣課長より負傷者は復員者中に含まれている。

陸軍18万6千といわれるのは、
の調査の結果、部隊からの報告で約
留守宅からの報告で約10万といふ
たが、これを合わせたものではないか
れば当然だつてゐるものであると答え

また、李委員より、軍人軍属の動員されていつた地域別の数字がわかるかとの間に對し、日本側は軍人軍属合わせて終戦当時内地に約1万7千、朝鮮に約8万、その他の

原本も欠損

外地に残り約5万程度いたと答えた。

これに対し、韓国側は「外務省調査月報」Vol.I No.9には終戦時に内地には11万人いたと出ており、「引揚援護記録」(85ページ)には約10万が外地から引揚げたとあり、日本側数値と矛盾するのではないかと述べたので、日本側より韓国側のあげた資料の数字については検討し次回に意見を述べると答えた。

板垣課長より、別の見地から朝鮮には昭和13年より特別志願兵制度が実施され、13年に400人、14年に600人、15年に3,000人、16年に3,000人、17年に4,400人、18年に4,400人が志願入隊し、19年からは徴兵令が実施され毎年5万人づつ召集されたが、昭和20年には、そのうち6~7割しか入隊していない。これら全部を合計しても約12万にしかならず、韓国側の提出した数字はこの意味でも多すぎることを指摘した。

(2) 恩給関係については、数字の説明に入る前に李委員が、前回の委員会で、日本側が軍人恩給については増加恩給以外は考えられないといわれた点がよくわからないと発言したので、ト部参事官より趣旨を敷衍説明した。ついで、総理府恩給局中島審議課長より、日本側が提出の数字（別添3）を読みあげ、人員については厚生省の観測死亡年表を勘案し、金額については昭和23年に支給額が26倍に増額され、27年まで在職公務員のベースアップ率に応じて増額されている。なお、平和条約発効時までは、本邦に在住していて支払い可能な人は支払っており、その金額は294万5298円であるが、人数は今日はわからない旨説明した。

これに対して、金委員より朝鮮総督府裁定分と恩給局長裁定分の区別は、はつきりしているかと問うたので、日本側が、それ

は支払い台帳により、はつきりしていると答えた。

また、韓国側は、国庫、地方費の区別をしていないが、数字に相当の開きがある。未裁定分はどうなるかと質したので、ト部参考官より、それはいま恩給局にきいてもわからない。その取扱いについては本会議で決めるべきものだと思うが、韓国側は数字に、はつきりした根拠があるかと反問した。

そこで、金委員より、日本には詳しい資料があるだろうが、韓国側には資料が少い。今日、伊闘局長と昼食をともにした際も、名簿のことをあまりやかましくいわれると困る、われわれは何も訴訟をしているのではないと話したところ、そういう面もあるといつておられたと述べていた。

その後、日本側が恩給受給権者数をどうして調べたかと質したところ、韓国側より、

米軍政時代の1946年に郵便官署を通じて申告させたものであり、金額については官署別によつてアベレージが違う、1人当たり300円のところも、それ以下のところもあるが、細目については次回に資料を提出すると述べた。

(3) 徴用労務者関係について、ト部参事官より、日本側は現在調査しているので数字を出すことが出来かねると述べ、韓国側はその提出数値が米国戦略爆撃調査団の調査資料によることを確認した。また桜井外債課長より、韓国側提出数値は全て日本側資料によるもので韓国側の資料はないのかと問うたところ、韓国側は確答を避けた。また、ト部参事官よりの間に答え、韓国側より、労務者の死亡者については1946年調査したが負傷者については推定数であり、いずれにせよ、軍属との重複はないと思うと述べた。

- (4) 引揚朝鮮人の保管物件に関して、大蔵省より資料（別添4）提出があり、日銀券、鮮銀券は日本側が若干多い旨述べ、韓国側は検討させてもらいたい旨述べた。
- (5) 在外会社、閉鎖機関に関しては、大蔵省より、新会社名表（別添5）を提出、具体的な討議に関しては本間管財局管理課長が欠席のため次回にまわしたいと述べ、韓国側の了承を得た。
- (6) 次回会合に関しては、2月20（火）午後にすることに合意、今週の一般請求権の公式会議は行われない旨意見の一致をみた。

朝鮮関係軍人軍属数

身 分		復 員	死 亡	計
陸 軍	軍 人	89,108	5,870	94,978
	軍 属	45,404	2,991	48,395
	計	134,512	8,861	143,373
海 軍	軍 人	21,008	308	21,316
	軍 属	64,639	13,013	77,652
	計	85,647	13,321	98,968
合 計	軍 人	110,116	6,178	116,294
	軍 属	110,043	16,004	126,047
	計	220,159	22,182	242,341

注 1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行なつていない。

2. 本計数には日本在住者を含む。

別添 2

韓國側主張數値

被徵用者數

	勞務者	軍人、軍屬	合計
生存者	648.081	282.000	930.081
死亡者	126.03	65.000	77.603
負傷者	7.000	18.000	25.000
合計	667.684	365.000	1.032.684

恩給關係人數

種類	人員
年金	35120
一時金	20268
合計	55388

朝鮮關係恩給計数

	普通恩給		増加恩給		普通扶助料		公務扶助料		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
文官	恩給局長裁定	1,754	118,562	人	千円	427	21,224	人	千円	475,173
	朝督事 鮮道裁 総知定	4,626	219,895			1,006	41,573			5,632,261,468
	計	6,380	338,457			1,433	627,97	475,173	7,860,406,427	
軍人	恩給局長裁定	159	33,10	118	7	1			176	152
	朝督事 鮮道裁 総知定	1,913	118,595	10	118	434	21,225	475,173	2,404,145,111	
	計	6,539	338,490	10	118	1,440	627,98	475,173	8,036,406,579	

- 注 1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。
 2. 本計数には、日本在住の恩給権者を含む。

別添 4

引揚朝鮮人からの保管物件集計表

日 銀 券	10,048,746.63	円
鮮 銀 券	3,994,892.50	
台 銀 券	640.00	
運 銀 券	9,820.00	
儲 備 券 (C R B \$)	460,000.00	
軍 票 (P E S O)	796.00	
B 号 軍 票	35.00	

(注) 南北鮮の区別をしていない。

旧朝鮮地区に本店のあつた閉鎖機関
および在外会社の新会社調

法 人 名	新 会 社 名
閉鎖機関朝鮮銀行	株式会社日本不動産銀行
在外会社小林鉱業株式会社	ダイジェット工業株式会社
" 大日工業株式会社	大日鉛工業株式会社
" 株式会社丁子屋商店	株式会社丁子屋商店
" 日室鉱業開発株式会社	日室鉱業株式会社
" 日本高周波重工業 株 式 会 社	日本高周波鋼業株式会社
" 京仁商船株式会社	大仁商船株式会社
" 日硬産業株式会社	日硬陶器株式会社
" 西日本汽船株式会社	新西日本汽船株式会社
" 豊国製粉株式会社	
" 金千代倉庫株式会社	
" 黄海農業株式会社	豊国製粉株式会社
" 齊藤合名会社	
" 齊藤精米株式会社	
" 株式会社大橋農場	大橋林業株式会社

在外会社朝鮮皮革株式会社	同和皮革株式会社
" 日本耐火材料株式会社	日耐株式会社
" 成歛鉱業株式会社	美幌鉱業株式会社
" 朝鮮石油株式会社	石油化学工業株式会社
" 半島農業土木株式会社	株式会社新開地映画館 新開地土地株式会社
" 朝鮮郵船株式会社	東京郵船株式会社
" 株式会社朝鮮貯蓄銀行	貯銀興産株式会社
" 株式会社朝興銀行	株式会社朝興社
" 株式会社朝鮮商業銀行	大昌商事株式会社